

特装車 メンテナンスニュース

労働安全衛生規則改正

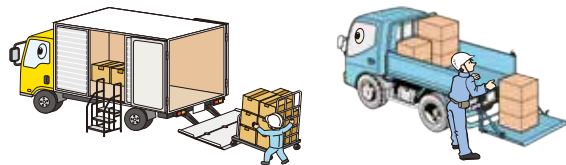
No. 57 2023・12

御存じですか

労働安全衛生規則一部改正!!

労働安全衛生規則（以下『安衛則』といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から施行され、それ以外の規定は令和5年10月より施行されています。



【改正のあらまし】



1. 昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲が拡大されました。『令和5年10月1日施行』

- 最大積載量が「2t以上」の貨物自動車で荷を積み卸し作業を行うときは、昇降設備を設置する事が義務となりました。
- 昇降設備は、「床面と荷台との間の昇降」「床面と荷の上との間の昇降」のいずれにも必要です。
- 昇降設備には踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用ステップも含まれます。
- テールゲートリフターを中間位置で停止させステップとして使用する場合は、そのテールゲートリフターが「昇降設備」となります。



○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置 【テールゲートリフターをステップとして使用する際の留意事項】

改正	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上又は荷台までの昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える箇所で行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

2. 保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されました。『令和5年10月1日施行』

- ◆ 次のいずれかに該当する貨物自動車荷を積み卸し作業を行うときは、保護帽の着用が義務となりました。
 1. これまで最大積載量5t以上の貨物自動車対象としておりましたが、新たに最大積載量2t以上5t未満の貨物自動車において、荷役作業時の保護帽着用が義務付けられました。（荷台の側面が構造上開放/開閉されているもの）
 2. テールゲートリフターが設置されているもので荷の積み卸しを行うときには保護帽着用が義務付けられました。
- ※ 最大積載量に関係なくテールゲートリフターが設置され荷の積み卸しを行うときは保護帽着用。
- ※ 保護帽は型式検定（国家検定）に合格した「墜落時保護用」の製品を使用しなければなりません。



○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

※新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量2トン以上5トン未満のもの）

改正	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	● (上記1・2) △ (上記以外)	○	高さ2m以上の箇所で行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。



①荷台の側面が構造上開放できるもの(例) ②荷台の側面が構造上開放されているもの(例) ③テールゲートリフターが設置されているもの(例)
※最大積載量5トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

3. 運転位置から離れる場合の措置。『令和5年10月1日施行』

- 運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合は、運転者が運転位置を離れる場合に義務付けられている、『①エンジン停止と②荷役装置を最低降下位置に置く』事が適用除外となりました。ただし、ブレーキを確実にかける等の逸走防止措置は必要です。

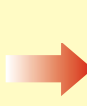
『車両逸走防止対策』



(水平場所に駐車)



(駐車ブレーキを確実にかける)



(ギヤの位置確認)



(輪止めのセット)

4. テールゲートリフターを使用して荷を積み卸し作業への特別教育が義務化されます。『令和6年2月1日施行』

■テールゲートリフターの種類



垂直式



アーム式



後部格納式



床下格納式

※メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

■テールゲートリフター特別教育について

- 荷を積み卸し作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務が、特別教育の対象となります。
(学科4時間・実技2時間)
 - ・貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。
 - ・荷を積み卸す作業を伴わない定期点検の業務は対象外です。
 - ・介護用の車両に設置された車いす用の装置等は対象外です。
- テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャストoupper等の操作、昇降板開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務も対象となります。
- 荷を積込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す作業を行う者も、出来る限り特別教育を受けることが望ましい。



	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法 	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止 	2時間
	関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法令中の関係条項 	0.5時間
実技教育		<ul style="list-style-type: none"> ・テールゲートリフターの操作の方法 	2時間

■一部省略できるもの

- ① 施行の日時点において6ヵ月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。
 テールゲートリフターに関する知識 ⇒ **45分以上で可** テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可
 関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ **1時間以上で可**
- ② 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。
 テールゲートリフターに関する知識 ⇒ **省略可** テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ **省略可**
 関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可
- ③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。
 テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ **省略可**
 関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可

■罰則について

特別教育を実施せず、労働者に作業を行わせた事業主は、労働安全衛生法第59条第3項に違反することとなり、「**6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金**」に、また、特別教育の記録を保存しなかった事業主は、労働安全衛生法第103条第1項に違反し、「**50万円以下の罰金**」となります。

■特別教育問い合わせについて

テールゲートリフター特別教育詳細については最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ願います。
 または『陸上貨物運送事業災害防止協会』（陸災防）の特設ホームページをご覧ください。

<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/#kisoku>

右のQRコードからもリンクを開くことができます。



テールゲートリフターは『架装物安全点検制度』対象機種です。

※ 点検時『架装物年次点検【済】』ステッカー



2023年(黄色)



2024年(水色)



2025年(黄緑色)

※本ステッカーは、架装物の安心・安全の指標としてご利用いただいております。

なお、架装物の安全点検制度に必要なツールを準備し車工会に登録したメーカー・指定サービス工場が貼付できます。

※特装車の点検整備・部品交換は専門的な技術と設備のある、各メーカー指定サービス工場でお受けください。

一般社団法人 日本自動車車体工業会 特装部会 サービス委員会